

埋蔵文化財の保護に関する手続きの流れ

① 遺跡の確認

工事(開発)予定地が遺跡に該当するかを確認してください。

<確認方法>

①軽井沢町公式ホームページで確認

トップページ>教育・文化>文化財等>埋蔵文化財包蔵地の確認について

②ファックスや電子メールで照会

FAX 番号:0267-46-1152 メール:bunkashinko@town.karuizawa.nagano.jp

③窓口において遺跡詳細分布図を確認

生涯学習課文化振興係(軽井沢町中央公民館内)

※②③の方法の場合は公図などの図面では確認できませんので、周辺が分かる位置図を送付またはご持参ください。

遺跡に該当

遺跡の範囲外

② 事前相談

※工事の範囲や位置、工法等により保護措置が異なります。

届出が不要

届出が必要

③ 届出 (文化財保護法第93条第1項)

工事着手の60日前までに届出書を提出してください。

※書式や必要書類等は軽井沢町公式ホームページをご参照ください。

⑤ 発掘調査

※期間と費用が必要となります。

④ 保護措置の指示

長野県から以下のいずれかの保護措置の指示があります。

【発掘調査】着工前に試掘調査や発掘調査を実施する必要があります。

【工事立会】施工時に町教育委員会職員が立会い、記録を取ります。

【慎重工事】遺跡を傷つけないよう慎重に施工してください。

⑥ 工事着工 ※工事中に遺物等の発見があった場合は改めて協議が必要です。